

提出 順番	No. 14	令和元年6月6日 午前・ 午後 2時59分受領
----------	-----------	---------------------------------------

令和元年6月6日

幕別町議会議長 寺 林 俊 幸 様

幕別町議会議員 岡 本 眞利子



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
環境問題について	<p>(1) プラスチックごみ削減の推進</p> <p>2016年 国連環境計画では、「2050年、海に漂うプラスチックごみの重量は世界中の海の魚を全部合わせた重量を超える」と発表しています。海洋汚染のうち、約8割をプラスチックごみが占めており毎年800万トンのプラスチックごみが海に流入しており約1億5000万トンのプラスチックごみが海に溜まっているとされています。近年、海に流れ出たプラスチックごみが紫外線などで砕かれ、5ミリ以下の破片「マイクロプラスチック」となって漂流する海洋ごみ汚染が深刻となっています。こうした中、廃プラスチック類の排出抑制を企業に求める「改正海岸漂着物処理推進法」が2018年6月国会で成立。海洋ごみ汚染は海岸沿いの自治体のみならず、私達の食の安全・安心、健康をも脅かす重要な問題です。</p> <p>そこで、以下の点について伺います。</p> <p>① 本町のプラスチックごみの発生状況は。</p> <p>② 削減についての見解と取組みについて伺います。</p> <p>(2) ごみの不法投棄ゼロ推進</p> <p>現在の日本ではごみ処理の有料化などにより、ごみを不法投棄する人が増えています。これにより住民への被害があり環境にも影響が出ています。空き缶のポイ捨て、山林へのごみ捨て、産業廃棄物の投棄など様々なものがありま</p>

す。このように不法に投棄されたごみは行政により税金を使って処理されている。不法投棄を完全に無くすためには、住民一人ひとりの自覚が必要であるとともに、新たな対策を講じるべきと考えます。

そこで、以下の点について伺います。

① 不法投棄防止対策の取組と被害の状況は。

(3) 食品ロス削減に向けての更なる推進

食品ロスは循環型社会の構築や資源の有効利用、貧困家庭の支援などの観点から、その取組は大変重要であり今国会でも「食品ロス削減推進法」が成立しました。

まだ、食べることが出来る食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で破棄され、国内で発生する食品ロスの量は年間643万トン（平成28年度）と推計されています。国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」には、家庭での食品ロスの量を2030年度までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれ、国内では、昨年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画において、家庭から発生する食品ロスを2000年度比で半減することの目標が設定されました。

国民各層の食品ロスに対する取組や意識啓発は必要不可欠であります。

そこで、以下の点について伺います。

① 本町における取組状況は。

② 行政、事業者、消費者が一体となった取組を実施する考えは。